

長崎県体育施設指定管理者募集要項

長崎県教育庁体育保健課

令和7年7月

目 次

1	募集方法及び施設の名称、所在地	1
2	施設の概要等	1
3	指定管理者が行う管理の基準	4
4	指定管理者の指定（予定）期間	5
5	指定管理者が行う業務の範囲	5
6	指定管理者と県又は県教育委員会の責任分担	6
7	指定管理者と県又は県教育委員会のリスク分担	7
8	業務の運営と組織	8
9	モニタリングの実施	9
10	管理運営経費等	9
11	応募資格等	10
12	指定管理者の指定の申請	10
13	指定管理者の指定	12
14	指定管理者の選定方法等	13
15	募集要項等の配付	13
16	その他	14
17	質問及び回答	14
18	現地説明会	14

長崎県体育施設指定管理者募集要項

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び長崎県体育施設条例（昭和39年長崎県条例第50号、以下「条例」という。別添参考資料1）第2条の規定に基づき、以下のとおり指定管理者を募集します。

1 募集方法及び施設の名称、所在地

募集にあたっては、以下の（１）～（３）及び（４）～（５）の施設をそれぞれ一括で管理、運営していただける指定管理者を募集します。

- （１）名 称 長崎県立総合体育館
所 在 長崎市油木町7番1号
- （２）名 称 長崎県営野球場
所 在 長崎市松山町2番5号
- （３）名 称 長崎県小江原射撃場
所 在 長崎市小江原5丁目1番10号
- （４）名 称 長崎県立総合体育館県北トレーニング室
所 在 佐世保市天満町1番27号 長崎県県北振興局天満庁舎4階
- （５）名 称 長崎県立武道館
所 在 佐世保市熊野町90番地（柔・剣道場）
佐世保市名切町156番地1（弓道場）

2 施設の概要等

（１）体育施設の基本的性格

①スポーツに接する機会を県民に提供する体育施設

「するスポーツ」「観るスポーツ」の場として、県民が利用しやすく、平等に利用できる体育施設とします。ただし、公共性の高い利用についてはその優先性を考慮する必要があります。

②多目的に利用する体育施設

スポーツだけでなく、多目的な利用も可能な体育施設とします。ただし、体育施設本来の利用との調整を図る必要があります。

③県民の生涯スポーツの振興を図る体育施設

県民の生きがいや健康増進のため、生涯スポーツの普及・振興を図る体育施設とします。

④競技力の向上を支援する体育施設

競技スポーツや学校運動部活動の指導者の資質の向上など、競技力の向上を支える体育施設とします。

⑤長崎県立総合体育館は、以下の性格も有しています。

○スポーツ医・科学を推進する体育施設

スポーツ選手の育成や県民の体力の保持増進を図るため、体力診断などスポーツ医・科学を推進する体育施設とします。

○体育・スポーツを調査・研究し情報提供する体育施設

体育・スポーツの振興のために調査・研究し、情報を提供する体育施設とします。

(2) 施設の構成

◎長崎県立総合体育館

体育館は、スポーツ活動を実践するメインアリーナ、サブアリーナ、武道場、トレーニング室に加え、スポーツ医・科学上必要なデータを得るための体力測定室のほか、研修会や会議開催のための研修室や会議室を備えています。

また、中庭には、クライミングウォールもあります。

近隣には、県営野球場や市営長崎市民総合プール、ラグビー・サッカー場などのスポーツ施設があり、長崎市のスポーツ公園ゾーンの一角をなしています。

なお、詳細については、別添参考資料 2-①「長崎県立総合体育館の概要」を参照ください。

①メインアリーナ棟

- ・メインアリーナ フロアー面積 (2,424㎡)
観客席 (固定席2,342席、移動席1,724席)
- ・更衣室、シャワー室 など

②サブアリーナ棟

- ・サブアリーナ フロアー面積 (1,313㎡)
- ・武道場 フロアー面積 (1,264㎡)
- ・更衣室、シャワー室 など

③スポーツ医科学・管理棟

- ・スポーツ科学関係諸室
- ・トレーニング室 (400㎡)
- ・大研修室、中研修室 など

④クライミングウォール

- ・メインウォール (H12m×W6m)
- ・ボルダーウォール (H3m×W5.4m) × 2

⑤その他

- ・駐車場 バス 6 台、普通車101台、身体障害者用 4 台

◎長崎県営野球場

野球場は、市民野球からプロ野球の公式戦まで幅広く利用できるほか、ロングパイル人工芝が張られており、野球以外のスポーツでの活用も可能です。

スコアボードはフルカラーLED方式で、夜間照明によりナイトゲームにも対応することが可能です。

また、駐車場は、長崎市松山町駐車場との相互乗り入れ方式をとっています。

なお、詳細については、別添参考資料 2-②「長崎県営野球場の概要」を参照ください。

①施設規模

- ・球場面積 25,184㎡ (うちグラウンド面積 13,481㎡)
- ・両翼 99.1m 中堅 122.0m
- ・収容人員 約 25,000人

②施設内容

- ・グラウンド (ロングパイル人工芝：内外野とも)
- ・夜間照明 6 基
- ・屋内練習場 (トレーニング室含む)、放送室、資料展示スペース など

③その他

- ・駐車場 普通車 154台

◎長崎県小江原射撃場

1階にスモールボアライフル（50m）、2階にエアライフル（10m）の射場を有する射撃場で、本県における射撃競技の競技力向上の拠点となります。

なお、詳細については、別添参考資料2-③「長崎県小江原射撃場の概要」を参照ください。

①施設規模

- ・射撃場（鉄筋コンクリート造 2階建 2,227㎡）
- ・標的上屋（木造平屋 106㎡）

②施設内容

- ・1階 50mスモールボアライフル：25射座
- ・2階 10mエアライフル：36射座
- ・事務室、更衣室、会議室 など

③その他

- ・駐車場 普通車 30台

◎長崎県立総合体育館県北トレーニング室

県北トレーニング室は、長崎県県北振興局天満庁舎4階にあり、トレーニング室だけでなく、屋内にクライミングウォールがあります。

なお、詳細については、別添参考資料2-④「長崎県立総合体育館県北トレーニング室の概要」を参照ください。

①トレーニング室（300㎡）

②クライミングウォール

- ・メインウォール（H8m×W9m）
- ・ボルダーウォール（H4m×W10m）

③その他

- ・更衣室、シャワー室 など
- ・専用駐車場はありません

◎長崎県立武道館

2階に柔道場3面、3階には剣道場3面を有する武道場です。また、10人立の射場を有する弓道場もあり、各種武道大会で活用されています。

なお、詳細については、別添参考資料2-⑤「長崎県立武道館の概要」を参照ください。

①柔・剣道場

- ・構造 鉄筋コンクリート造 3階建
- ・建物の内容
 - 1階 駐車場（普通車 54台）
 - 2階 柔道場（3面）
観客席（189人）
事務室、更衣室（シャワー室）
 - 3階 剣道場（3面）

観客席（189人）
会議室、更衣室（シャワー室）

②弓道場

- ・構造 鉄筋コンクリート造 平屋
- ・建物の内容

射場（10人立）、審判席、会議室、更衣室

3 指定管理者が行う管理の基準

適正な管理の観点から必要不可欠である業務運営の基本的事項は、次のとおりです。

（1）開場日

開場日は、条例第6条の規定に基づき、休業日(12月29日～翌年の1月3日)を除き開場するものとします。

ただし、指定管理者は、施設の保守点検などやむを得ない事由があるときは、県の承認を得て、休業日以外の日に休場することができるため、事業計画書の中で提案してください。

なお、最終的な開場日は、協議のうえ県が承認することになります。

（2）開場時間

開場時間は、条例第7条の規定に基づき、午前9時から午後9時までですが、指定管理者は、必要があると認めるときは、県の承認を得て、これを変更することができるため、事業計画書の中で提案してください。

なお、最終的な開場時間は、協議のうえ県が承認することになります。

（3）公平性の確保

体育施設の管理運営にあたっては、住民が平等に利用できるようにしてください。

なお、県主催等の公共性の高いものについては、優先的な利用を確保してください。

（4）管理運営を通じて取得した個人に関する情報の取扱い

指定管理者は、長崎県個人情報の保護に関する法律施行条例の規定に基づき、別途締結する協定書において、「受託者が講ずべき安全確保の措置」として県が明示した措置を実施していただきます。

また、個人情報取扱事務に従事している者又は従事していた者は、当該事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはなりません。（退職後もその対象となります。）

違反した場合は、同条例に規定する罰則の適用があります。

（5）利用料金

体育施設の管理運営にあたっては、地方自治法第244条の2の規定に基づく、「利用料金制度」を採用します。

利用料金制度とは、来場者が支払う利用料や自らが企画・実施する各事業の収入等を直接収入とすることができる制度です。したがって、その管理運営に係る収支について、一定の責任を負うことになるため、施設の利用を促進し、収入の確保を図る努力が求められます。

利用料金については、昨今の社会情勢を踏まえ、施設の管理運営に必要な経費の一部を、利用料金へ反映させることを検討しております。料金設定においては、条例第11条第4項の規定に基づき、体育施設と規模、形態等において類似の施設の同種料金（現行の利用料を含む。）と比較して、均衡のとれた提案をお願いします。現在の利用料に関する詳細に

については、別添参考資料3の「現行の長崎県体育施設利用料」を参照してください。

なお、最終的な利用料金は、協議のうえ県が承認することになります。

(6) 利用料金の減免

県が示す基準による利用については、条例第12条の規定により、公益上その他特別の理由があるものとして、利用料金を減額、又は免除してください。

なお、詳細については、別添参考資料4の「長崎県体育施設減免取扱基準」を参照してください。

(7) 関係法令の遵守

指定管理者が体育施設の管理運営業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する必要があります。

(8) その他

長崎県立総合体育館及び長崎県営野球場の2施設については、「長崎県公共施設予約システム」により、空き状況の確認や利用申込等の手続きが可能ですので、そのシステムへの対応が必要となります。

4 指定管理者の指定（予定）期間

(1) 指定（予定）期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とします。

ただし、長崎県立総合体育館県北トレーニング室については、変更する場合があります。

(2) 指定（予定）期間は、議会の議決後、正式に指定期間となります。

(3) ただし、地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、県は、公の施設の管理の適正を期するため行った必要な指示に指定管理者が従わないとき、その他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずる場合があります。

5 指定管理者が行う業務の範囲

業務の範囲は（1）～（8）のとおりとします。

ただし、業務内容の全部または主要な部分を第三者に対して委託することはできませんが、部分的な業務の委託については、専門の業者に委託できるものとします。

(1) 施設の利用に関する業務

- ①年間の利用計画の調整及び管理
- ②体育施設の利用許可申請の受付、利用許可証の交付
- ③利用料金の徴収（減免、還付を含む）
- ④利用者の安全確保及び安全指導等
- ⑤その他利用者への対応全般に関すること

(2) 施設の管理に関する業務

- ①施設設備及び備品等の保守点検、清掃及び衛生管理等の維持管理に関する業務
- ②施設設備及び備品等の修繕に関する業務

詳細については、別添参考資料6－①～⑤の「長崎県体育施設利用許可及び維持管理要求水準に関する資料」によるものとします。

なお、保守点検や清掃、衛生管理等の施設・設備等を維持管理するための業務については、実績額等を基に、その方法、内容、理由、経費縮減額等を事業計画書に記載し提案してください。

- (3) 県民の生涯スポーツの振興のための業務
 - ①生涯スポーツ振興のための指導者の育成
 - ②住民の平等利用を阻害しない範囲内での生涯スポーツに関する自主事業
 - ③その他、生涯スポーツに関すること
- (4) 競技力の向上を支援する業務
 - ①競技団体や学校と連携した一般の競技スポーツの指導者の育成
 - ②住民の平等利用を阻害しない範囲内での競技の向上に関する自主事業
 - ③その他、競技力向上に関すること
- (5) スポーツ医・科学の推進及び調査・研究に関する業務（長崎県立総合体育館の業務）
 - ①各種測定機器を使った体力測定による体力総合診断やその結果に基づく事後指導
 - ②健康、体力向上、スポーツ医・科学等に関する研修会の開催
 - ③体育・スポーツに関する調査・研究及び情報提供
 - ④その他、スポーツ医・科学に関すること
- (6) 住民の平等利用を阻害しない範囲内でのその他の自主事業に関する業務
- (7) 災害発生時の緊急対応に関する業務

県立総合体育館及び県立武道館は、施設所在市により災害対策基本法（昭和36年法律第223号）上の緊急避難場所等として指定されています。その為、地震等の災害が発生した場合は、一時的に避難住民を受け入れるため、施設を開錠するなどの対応を求められる場合があります。また、具体的な指定管理者の役割は、県・施設所在市・指定管理者で別途協定を締結することになります。
- (8) その他の業務
 - ①庶務・経理事務
 - ②事業計画書と収支予算書の作成及び提出
 - ③事業報告書の作成及び提出
 - ④利用統計等集計・分析
 - ⑤その他設置目的を達成するために必要な業務

6 指定管理者と県又は県教育委員会の責任分担

指定管理者と県又は県教育委員会の責任分担については、次の表のとおりとします。

ただし、表に定める事項に疑義のある場合、又は定めのない事項については、指定管理者と県が協議して定めるものとします。

項 目	指定管理者	県又は 県教育委員会
(1) 施設の維持管理	○	
(2) 施設・設備の補修・修繕 (1箇所当たり200万円以下の工事)	○	
(3) 施設・設備の補修・修繕 (1箇所当たり200万円を超える工事)	○ ※ただし、協議の上、指定管理者が実施すると決定したものに限る。	○ ※ただし、協議の上、指定管理者が実施すると決定したものを除く。

(4) 県備品の更新、新規購入		○
(5) 災害対応（待機体制の確保、被害調査、報告、応急措置、利用者の安全確保、避難誘導）	○	
(6) 災害復旧（復旧工事）		○
(7) 建物共済保険への加入		○
(8) 利用者に係る保険の加入	○	

(注) 各項目の区分に応じ、○が責任を負う。

※ 指定管理者の故意・過失、協定書、契約書等に定められた管理を怠ったことによる毀損・滅失は、金額の多寡に関わらず指定管理者が購入、修繕等を行う。

※ 利用者に係る保険は、次のとおり指定管理者が加入する。

対人賠償 1名につき 200,000千円以上

1事故につき 400,000千円以上

対物賠償 1事故につき 5,000千円以上

※ 現在の指定管理者が加入している保険は上記基準を満たしており、引き続き同一の条件で加入することとします。

7 指定管理者と県又は県教育委員会のリスク分担

指定管理者と県又は県教育委員会のリスク分担については、次の表のとおりとします。

リスクの種類	内 容	負担者	
		指定管理者	県又は 県教育委員会
利用料収入	指定管理者の責に帰すべき事由による施設利用不能等による収入の減少	○	
物価変動	人件費、物件費等物価変動に伴う経費の増	○	
金利変動	金利の変動に伴う経費の増	○	
周辺施設・住民及び施設利用者への対応	地域との協調	○	
	施設管理、運営用務に伴う事故及び同内容に対する住民及び施設利用者からの苦情、訴訟、反対あるいは要望等	○	
	上記以外		○
法令の変更	施設の管理運営に影響を及ぼす法令の変更		○
	上記以外	○	
税制度の変更	施設の管理運営に影響を及ぼす税制変更		○
	一般的な税制変更	○	

政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から、施設管理、運営業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担		○
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動、その他の県又は県教育委員会及び指定管理者のいずれの責めにも帰することのできない自然又は人為的な現象）に伴う事業履行不能		○
施設・設備の損傷・減失	指定管理者の故意又は過失によるもの	○	
	指定管理者としての注意義務を怠ったことによるもの	○	
	上記以外で相手方が特定できないもの		○
管理責任（第三者への賠償含む）	指定管理者の故意又は過失によるもの	○	
	指定管理者としての注意義務を怠ったことによるもの	○	
	上記以外で相手方が特定できないもの		○
セキュリティ	警備不備による情報漏洩、犯罪発生	○	
事業終了時の費用	指定管理者の期間が終了した場合又は期間中途における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用	○	

8 業務の運営と組織

上記「5 指定管理者が行う業務の範囲」の業務遂行にあたっては、事務的スタッフのほかに、体育施設の基本的な性格を具現化する事業を実施するため、専門職員を適正な数だけ配置していただく必要があります。

現在従事しているスタッフが再雇用を希望した場合、どのようにするのかについても事業計画により提案してください。

また、現在行っている具体的な業務及び組織は、別添参考資料7の「長崎県体育施設の業務及び組織に関する資料」を参照してください。

○専門職員が行っている現行の業務

（1）体育・スポーツ指導者の資質向上のための各種研修会の企画・立案及び開催

①スポーツ医・科学に関する研修等

②生涯スポーツに関する研修等

（2）スポーツ医・科学の実践

①スポーツ選手の体力総合診断

②スポーツ選手の動作分析

③スポーツドクターによる健康・体力相談

（3）体育・スポーツの調査・研究

①スポーツ医・科学に関する報告書の発行

②児童生徒の体力・運動能力調査報告書の発行

9 モニタリングの実施

指定管理者は、利用者のサービス向上等の観点から、定期的に施設の利用者から意見や満足度等を聴取するモニタリングを実施し、その後の業務に反映させるなど、県民サービスの水準を確保するよう努めていただきます。

10 管理運営経費等

体育施設の管理運営に関するすべての費用は、利用料金及びその他の収入、並びに県からの負担金（以下「負担金」という。）をもって充てるものとします。

（1）負担金の金額及び支払い

負担金の金額は、以下に定める額を上限とし、収支計画を作成してください。なお、協定書に定める負担金の金額は、提案された収支計画に基づき、県が適正と認める金額の範囲内で県と指定管理者の協議のうえ定め、支払い方法については、分割して支払うことを想定しています。

また、原則として、毎年度定める負担金について、精算は行わないものとしますが、収支計画を上回る収支差が指定管理者による管理業務の経理の状況からみて、客観的に過大と認められるような場合には、指定管理者との協議により、住民サービス改善のための新たな投資を行うことや管理運営経費の負担金の金額を見直すなど、適切に対応するものとします。

○事業年度における負担金上限額

- ①県立総合体育館、県営野球場、県小江原射撃場・・・208,544,000円
- ②県立総合体育館県北トレーニング室、県立武道館・・・22,106,000円

（2）負担金の精算等

①施設、設備、備品の補修・修繕費用

200万円以下の補修・修繕は、指定管理者で実施していただきますが、経費については負担金に加算して概算で支払い、当該年度終了後に精算します。

なお、1件あたり200万円を超える補修・修繕については、県と事前に協議することとします。

②減免利用にかかる利用料金

県が示す基準による減免利用分の利用料金（（公財）長崎県スポーツ協会が主催又は共催する会議に伴う会議室利用料及び駐車料金を含む。）については、負担金に含まれているものとして考えてください。また、国体、高総体等、減免措置が必要な大会が予定されていることを考慮する必要があります。

ただし、年度により特別な事情がある場合等は、別途協議のうえ負担金に反映させるものとします。

③県が直接支払う費用

別添参考資料6－①、④の「長崎県体育施設利用許可及び維持管理要求水準に関する資料」に示す「県が直接支払う費用」については、今後も県が直接支払います。

④長崎県営野球場の駐車場の取扱い

野球場の駐車場は、長崎市松山町駐車場と相互乗り入れ方式をとっており、一体的に管理されているため、利用料金徴収等の業務については委託していただくことになりますので、収支計画作成にあたっては、過去の収支状況を参考に提案してください。

ただし、長崎市松山町駐車場についても指定管理者制度が導入されることから、委託の内容等については、双方の指定管理者の指定が行われた後に決定されることになるた

め、過去の収支状況と大きく異なる状況が生じた場合には、別途協議のうえ負担金に反映させるものとします。

なお、駐車場の利用料金は、長崎市松山町駐車場の利用料と統一する必要があるため、これまでと同額に設定していただきます。

11 応募資格等

(1) 応募資格

①法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、県内に事務所を有し、管理運営にあたって緊急時における迅速な連絡・対応体制が確実に確保できる者であること。

②複数の法人等（以下「グループ」という。）により応募する場合は、次のとおりとします。

ア)グループを構成する法人等の中から代表者を定めること。

イ)代表者を除く法人等は、構成団体とする。

ウ)グループを構成する法人等は、単独で、または、他のグループの代表者及び構成団体として応募することはできません。

(2) 応募の制限

応募できる法人等（構成団体を含む。）は、次に掲げる条件の全てを満たす法人等とします。

①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

②申請書の提出期限の日から指定管理者決定までの間において、長崎県又はその他の地方公共団体から指名停止又は指名除外の措置を受けている、又は受けることが明らかである者でないこと。

③申請書の提出期限の日以前6ヶ月から指定管理者決定までの間において、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先から取引停止等を受けた事実がある者でないこと。

④会社法（平成17年法律第86号）第475条又は第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。（会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）

⑤長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱（平成22年9月13日施行）に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

⑥直近1年間の県税、市町村税、消費税及び地方消費税の未納がない者であること。

12 指定管理者の指定の申請

指定管理者の指定を受けようとする者は、長崎県体育施設指定管理者指定申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて提出してください。また、グループで応募する場合は、代表となる法人等及び構成団体ごとにそれぞれの附属書類を提出してください。

(1) 長崎県体育施設の管理運営に関する事業計画書（下記事項を含む様式第3号）

①体育施設の管理運営の基本方針に関する事項

②体育施設の効用の発揮及び県民サービスの向上に関する事項

- ③体育施設での事業の展開、方策に関する事項
- ④体育施設の管理運営能力及び安定的な管理に関する事項
- ⑤危機管理及び情報公開等に関する事項
- ⑥収支計画に関する事項
- ※なお、①から⑥までの要旨を事業計画書の概要（様式第3－2号）にA4版2枚以内にまとめて添付してください。
- (2) グループ応募構成届出書（様式第4号）（グループで応募する場合のみ）
- (3) 附属書類
 - ①誓約書（様式第2号）
 - ②定款若しくは寄附行為又はこれらに類する書類
 - ③法人にあつては法人の登記事項証明書（3か月以内に取得したもの）、法人以外の団体にあつては、設立以降の活動状況を記載した書類
 - ④役員の名簿及び履歴書
 - ⑤法人等の組織及び運営状況を記載した書類又は諸規程等
- (4) 法人等の概要に関する書類
 - ①法人等の概要（様式第5号）
 - ②貸借対照表又はこれに類する書類（前事業年度及び前々事業年度）
 - ③損益計算書又はこれに類する書類（前事業年度及び前々事業年度）
 - ④事業（営業）報告書又はこれに類する書類（前事業年度及び前々事業年度）
 - ※②～④について
新たに設立する法人等又は設立初年度の法人等にあつては、収支予算書又はこれに類する書類を提出してください。
設立2年目の法人等にあつては、前事業年度に係る書類を提出してください。
- (5) その他の添付書類
 - ①長崎県税及び市町村税の未納がない証明（直近1年間のもの）
 - ②消費税及び地方消費税の未納がない証明（直近1年間のもの）
 - ※（5）について
新たに設立する法人等又は設立初年度の法人等にあつては、添付を要しません。
- (6) 指定申請書の提出方法
 - ①提出先
〒850－8570 長崎市尾上町3－1
長崎県教育庁体育保健課 総務管理班
 - ②提出期間
令和7年9月5日（金）まで（長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる日（以下、「長崎県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時までとします。
 - ③提出方法
持参又は郵送によります。電子メール、ファックスによる提出は不可とします。郵送の場合は書留郵便により、提出期限の令和7年9月5日（金）午後5時必着とします。
 - ④提出部数
提出部数は、正1部、副9部（副は複写可、またうち一部はコピーができるように製本しないこと）の10部とします。
また、事業計画書及び提出された資料については、一切返却しません。

- (7) 指定申請書、事業計画書、附属書類等（以下、「指定申請書等」という。）の作成及び提出上の注意事項
- ①指定申請書等の作成にあたっては、労働基準法（昭和22年法律第49号）をはじめとする関係法規を遵守する内容であること。
 - ②指定申請書等は、日本工業規格のA4の大きさとし、ただし、官公署の発行する証明書等やむを得ないものについては、上記以外でも認めます。
 - ③指定申請書に用いる言語、通貨、単位等は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限ります。
 - ④申請1者につき、提案は1案とし、複数提案はできません。
 - ⑤提出後の指定申請書等の再提出及び差替えは原則として認めません。
 - ⑥提出された指定申請書等は指定管理者の選定以外に原則として使用しません。
 - ⑦提出された指定申請書等は、選定を行う作業に必要な範囲で複製を作成することがあります。
 - ⑧申請にあたっての費用は、全て申請者の負担とします。
 - ⑨指定申請書等の記載に虚偽又は不正があった場合、その他申請法人等及び関係者において不法又は不正な行為があった場合は、失格とします。
 - ⑩申請法人等及びその関係者が、選定委員及び本件募集関係者に対して、本件審査に関して公平を失する接触を行った場合は、失格とします。
 - ⑪申請書提出後に辞退する場合には、応募辞退届（様式第8号）を提出してください。

13 指定管理者の指定

条例第5条の規定に基づき、次の評価項目について、提案内容を総合的に評価して指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者として指定します。

- (1) 体育施設の管理運営の基本方針について
 - ①運営全般について
 - ②県及び関係団体との連携への取組について
- (2) 体育施設の効用の発揮及び県民サービスの向上について
 - ①利用者の平等な利用を確保することについて
 - ②利用者の視点に立った取組について
 - ③利用料金設定（減免、還付を含む）の考え方について
 - ④効率的な維持管理の手法について
- (3) 体育施設での事業の展開、方策について
 - ①生涯スポーツ振興の取組について
 - ②競技力向上の取組について
 - ③スポーツ医・科学の取組について（県立総合体育館のみ）
 - ④体育・スポーツを調査・研究し情報提供する取組について（県立総合体育館のみ）
 - ⑤その他自主事業の取組について
- (4) 体育施設の管理運営能力及び安定的な管理について
 - ①組織及び人員などの運営体制の確保について
 - ②専門職員等の配置について
 - ③業務水準の維持・向上の方策について
 - ④同種事業の実績及び財務状況等の管理運営能力について

- (5) 危機管理及び情報公開等について
 - ①危機管理体制と緊急時の対応について
 - ②個人情報の保護に対する考え方について
 - ③情報公開の取組について
- (6) 収支計画について
 - ①収支計画の妥当性について
 - ②収入の確保と経費節減の方策について

また、「12 指定管理者の指定の申請」以降に「11（2）応募の制限」に掲げる条件を満たさないこととなった場合は、指定しないことがあります。

なお、指定管理者の指定にあたっては、事業内容を調整のうえ、県と協定書を締結することとなります。

14 指定管理者の選定方法等

(1) 選定方法

選定にあたっては、公募による申請者の審査を行うため、学識経験者、財務会計の専門家、類似施設等に関して知識や運営経験がある方などで構成する指定管理者選定委員会を設置し、同委員会において、事業計画書等の提出書類及び面接審査に基づき、別紙の審査表により採点し、体育施設条例第5条に基づく下記の基準により最も優れた申請者を選定します。

なお、面接審査の日時、場所、出席人数等については、後日申請者に連絡します。

○選定基準

- ① 事業計画書等の内容が、住民の平等な利用を確保できるものであること。
- ② 事業計画書等の内容が、体育施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。
- ③ 指定を受けようとするものが有する物的能力及び人的能力が、事業計画書に沿った体育施設の管理を安定して行うことができるものであること。
- ④ 設置者である長崎県との連携が十分に図られるものであること

(2) 選定委員会事務局の所管

選定委員会の事務局は、長崎県教育庁内に設置します。

(3) 選定結果

選定結果については、申請者に文書で通知します。（令和7年10月頃を予定）

15 募集要項等の配付

(1) 配付期間

募集要項及び別添参考資料は、令和7年7月25日（金）から令和7年9月5日（金）（長崎県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで配付します。

なお、募集要項及び各提出書類の様式については、長崎県教育委員会のホームページからもダウンロードできます。（その他の参考資料については、配付のみの対応とします。）

<http://www.pref.nagasaki.jp/section/edu-taiiku/>

(2) 配付場所、請求先

〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3-1

長崎県教育庁体育保健課 総務管理班

電話：095-894-3392 ファックス：095-894-3478

16 その他

(1) 業務の継続が困難になった場合の措置

指定管理者の責に帰すべき事由により、施設の運営業務の継続が困難になった場合は、県は指定の取消及び協定の解除をすることができるものとします。その場合は、県に生じた損害及び第三者に与えた損害は指定管理者が賠償するものとします。

(2) 業務の引継ぎ

当該募集により、指定管理者が交替することとなった場合、指定管理者候補者は、指定管理者指定後に県及び現在の指定管理者と、速やかに業務の引継ぎについて協議を行い、指定期間開始までの間の引継計画を策定し、県に報告するものとします。引継ぎにかかる費用は原則として指定管理者候補者が負担することとし、施設の運営業務に支障を来たさないよう引き継ぐこととします。

なお、令和13年3月31日までの指定期間内に指定が取り消された場合又は令和13年4月1日からの次期指定管理者候補者が決定した場合は、施設の運営業務に支障をきたさないよう、業務の円滑な引継ぎについて県及び次期指定管理者候補者に対して協力するとともに、業務に関する調査や必要な書類・データの提供を行っていただきます。その際の引継ぎにかかる費用は、次期指定管理者候補者が負担することとします。

17 質問及び回答

(1) 受付期間

募集要項等に関する質問は、募集要項等に関する質問書（様式第6号）により令和7年7月25日（金）から令和7年8月25日（月）（長崎県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで受け付けます。

郵送又はファックス、電子メールのいずれかで、下記の問い合わせ先まで送付してください。

(2) 回答方法

回答は、ファックス又は電子メールで質問者あてに送付するとともに、随時閲覧に供します。また、長崎県教育委員会のホームページでも公開します。

◎ 問合せ先 提出先

〒850-8570 長崎市尾上町3-1

長崎県教育庁体育保健課

TEL 095-894-3392 FAX 095-894-3478

E-mail : s40050@pref.nagasaki.lg.jp

<http://www.pref.nagasaki.jp/section/edu-taiiku/>

18 現地説明会

令和7年8月12日（火）午後1時から長崎県立総合体育館、長崎県営野球場、長崎県小江原射撃場、また、令和7年8月8日（金）午後1時から長崎県立総合体育館県北トレーニング室、長崎県立武道館の現地説明会を行います。参加を希望する方は令和7年8月1日（金）午後5時までに現地説明会参加申込書（様式第7号）により、郵送、ファックス又は電子メールにてお申し込み下さい。

なお、現地説明会の参加の有無が指定管理者の選定に影響するものではありません。